

徳川林政史研究所蔵 尾張徳川家文書目録(十)

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「尾張徳川家文書」について収録したものである。「尾張徳川家文書」は、現在、「尾二」～「尾八」の文書群で構成されており、そのうち「尾二」～「尾四」は、昭和一〇年（一九三五）に財団法人尾張徳川黎明会（現在の公益財団法人徳川黎明会）によって開設された蓬左文庫において整理・分類されたもので、「尾五」～「尾八」は、その後当研究所において整理された文書群である。本号では「尾張徳川家文書目録（十）」として、「尾五」の文書群のうち、史料番号四〇一～四六〇までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することが困難であるため、「尾二」～「尾八」までの文書群を複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④作成者（または差出）↓宛所、⑤形態・数量、⑥備考の六項目を採録した。

一 番号は、原則として、過去に蓬左文庫によって付された枝番号形式の番号を使用したか、一部については、以前に当研究所において付された番号を使用したものもある。本目録の配列は、この番号の順序にしたがっている。なお、史料の配列や出納・閲覧の都合上、欠番号はそのままだとしてある（本号の目録では、尾五―四〇七、四五三―一―四五三―七が欠番号である）。

一 表題は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示した（なお、内題と外題が同じ場合には、（ ）の表記は省略した）。ま

た、表題のみでは内容の把握が困難と考えられる史料については、必要に応じて表題の直後に（ ）付きで内容に関する補記を行った。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については、（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がなくても、おおよその作成年代がわかる場合には、（安政年間）、（江戸末期）、（明治初年）などと付して、該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には、（年不詳）とした。刊本・写本の場合は、その史料が刊行または、書写された時点の年次を表記し、刊本のうち、後印本であることが明らかな場合のものについては、初版年次に続いて（ ）付きで後印年次を記した。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの）・帖（折本）・卷子などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮して、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での冊数を採用した。

一 備考には、史料の概略や別題、史料の中に挟み込まれた書状・書付・絵図面および綴じ込まれた文書の有無、欠本、合綴、改装の状態など、必要と思われる事柄を＊印を付けて適宜記した。

一 複数におよぶ冊子で構成されている史料については、出納や閲覧の便宜のため、原則として各冊ごとの細目を掲載した。細目の各項目における配列は、表題・年月日・作成者（または差出）↓宛所・形態・備考（冒頭に※を付した）の順とし、それぞれを二字アキで示したが、該当する

項目に記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、当研究所で過去に採録したカードを基礎とし、これに今回の目録に際して改めて実施した内容調査の結果を加えて構成した。なお、本目録の一部は、平成二二年度～同二五年度に行った研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・春季集中史料整理の成果に拠っている。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・西光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員・当時)、上野恵・萱場真仁・桐生海正・小宮山敏和・高田綾子・高橋伸拓・塚田沙也加・中村洋子・根岸美季・芳賀和樹・橋本佐保・松本剣士郎・山崎久登・横山考之輔・吉成香澄(以上、非常勤研究生・当時)の二八名である。内容調査、データ入力、および原稿化作業は、藤田英昭が担当した。

尾張徳川家歴代藩主一覽

代	諱	生没年月日	藩主就任期間	諡号 院号	実父 生母	正室(簾中) 継室
1	義直	慶長五年一月二八日 慶安三年五月七日	慶長一二年閏四月二六日 慶安三年五月七日	敬公 院号	徳川家康 御龜(相應院)	春姫(高原院、浅野幸長女)
2	光友	寛永二年七月二九日 元禄一三年一〇月一六日	慶安三年六月二八日 元禄六年四月二五日(隠居)	正公 瑞龍院	義直 尉(歛喜院)	千代姫(靈仙院、徳川家光女)
3	網誠	慶安五年八月二日 元禄一二年六月五日	元禄六年四月二五日 元禄一二年六月五日	誠公 泰心院	光友 千代姫(靈仙院)	新君(瑩珠院、広幡忠幸女)
4	吉通	元禄二年九月一七日 正徳三年七月二六日	元禄一二年七月一日 正徳三年七月二六日	立公 円覚院	網誠 下総(本寿院)	輔君(瑞祥院、九条輔実女)
5	五郎太	宝永八年一月九日 正徳三年一〇月一八日	正徳三年八月二九日 正徳三年一〇月一八日	達公 真藏院	吉通 輔君(瑞祥院)	安己君(光雲院、近衛家熙女)
6	継友	元禄五年二月八日 享保一五年一月二七日	正徳三年一〇月一日 享保一五年一月二七日	曜公 晃禪院	網誠 和泉(泉光院)	
7	宗春	元禄九年一〇月二六日 明和元年一〇月八日	享保一五年一月二八日 元文四年一月一三日(隠居)	逞公 章善院	網誠 梅津(宣揚院)	
8	宗勝	宝永二年六月二日 宝曆一一年六月二四日	元文四年一月一三日 宝曆一一年六月二四日	戴公 賢隆院	松平友著 繁(円珠院)	三姫(宝蓮院、徳川吉通女)
9	宗陸	享保一八年九月二〇日 寛政一一年一二月二四日	宝曆一一年八月五日 寛政一一年一二月二四日	明公 天祥院	宗勝 嘉代(英藏院)	好君(転陵院、近衛家久女)
10	斉朝	寛政五年八月二三日 嘉永三年五月一三日	寛政一二年一月二九日 文政一〇年八月一五日(隠居)	順公 天慈院	一橋治国 彰君(乗蓮院)	淑姫(清湛院、徳川家斉女)
11	斉温	文政二年五月二九日 天保一〇年三月二六日	文政一〇年八月一五日 天保一〇年三月二六日	傳公 良恭院	徳川家斉 瑠璃(青蓮院)	愛姫(琮樹院、田安斉匡女)
12	斉莊	文化七年六月一三日 弘化二年七月二〇日	天保一〇年三月二六日 弘化二年七月二〇日	懿公 大寛院	徳川家斉 蝶(速成院)	福君(俊恭院、鷹司政熙女)
13	慶臧	天保七年六月一五日 嘉永二年五月七日	弘化二年八月二六日 嘉永二年五月七日	欽公 顕曜院	田安斉匡 れい(青松院)	猶姫(貞慎院、田安斉匡女)
14	慶勝	文政七年三月一五日 明治一六年八月一日	嘉永二年六月四日 安政五年七月五日(隠居)	文公 賢徳院	松平義建 規姫(真證院)	矩姫(貞徳院、丹羽長富女)
15	茂徳	天保二年五月二日 明治一七年三月六日	安政五年七月五日 文久三年九月一三日(隠居)	顕樹院	松平義建 みさを(陽清院)	政姫(崇松院、丹羽長富女)
16	義宜	安政五年五月二四日 明治八年一二月二四日	文久三年九月一三日 明治八年一二月二四日	靖公 隆徳院	慶勝 多満(禎正院)	

※「御家御統帳」「御日記」「御記録(徳川林政史研究所蔵)、『尾張徳川家系譜(『名古屋叢書三編』第一卷)より作成。なお、系譜・家譜によつて生没年月日に若干の相違がある。なお、一六代義宜は当主であつた期間を記す。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

尾五―四二〔神仏御備〕

(明治)

〔徳川〕

縦一

①年中差定候神仏御備 (明治)

※「正月御札守差上候分」「東京表神仏御備」が書き付けられる。掛紙・鱧付文書あり。

②岩呂表江月並飛脚堀田屋與助江申付方一卷 附同人々飛脚賃金申出 (明治四年)未三月 家扶頭取・農商懸ほか

③明治二巳年中貞慎院様御入用御勘定帳下調 明治三年 長野善太郎・藤井左織・佐々木弥兵衛↓会計局

※表紙に「県庁江差出候 巳年書拔江付見合帳」と書かれた札が貼り付けられている。「御側上」「慰音」「御初尾」「御召服」「雑用等」「日雇」「飛脚」「御充行」「小私」「小買物」「町人」の項目に分類されている。貞慎院は一二代当主徳川斉荘の正室猶姫のこと。

④順公御肖像御供養米献備有志姓名簿 (明治)

※源順公(一〇代当主徳川斉朝)と源懿公(一二代当主徳川斉荘)の御肖像が柳原長栄寺(名古屋北区)にある旨記される。長栄寺では歴代当主によって祭典が営まれたが、維新後当主の帰京により祭典が差し止められ破損の姿に立ち至るにつき、御供養米御献備御有志を求める旨が書かれている。「姓名簿」とあるが名前の記載はなし。

⑤明治十年八月ヨリ同十一年四月迄仮勘定帳 (明治一〇年〜同十一年)

⑥館長演説箇條(華族誘導ニ付岩倉具視論達写) (明治九年) (岩倉具視)

※「宗族条約」も記載される。

⑦芝山内靈仙院様・琮樹院様御廟所御靈屋宮繕掃除入用其外ニ付書付 (明治一七年)二月 用度懸り

※靈仙院様は三代当主徳川光友の正室千代姫、琮樹院様は一代当主徳川斉温の正室愛姫のこと。挟み込み文書あり。「奉願口上記(御廟所宮繕掃除難行届ニ付願書)」「明治一七年二月二日、芝公園地松蓮社石川貞禪^印↓本所御邸御家扶御中」も附属する。

尾五―四三〔江戸表神仏御備〕

(文政〜慶応)

〔徳川〕

縦一

①江戸表神仏御備 (慶応四年)辰六月 (御用人衆↓御用達衆)

②木銭飯米払帳 亥七月 御小納戸役所

※掛紙あり。

③木銭飯米払帳 亥七月 御小納戸役所

④(代金支払留) 文政六年未二月 (御小納戸役所)

尾五―四三 乍恐奉願上候御事(光音寺村百姓延金願書)

(江戸)二月

光音寺村利兵衛^印ほか〔徳川〕

縦一

*五点の願書(写)が書かれている。「覚」(金銭書上)も綴り込まれている。

尾五―四〇四

〔窮民御救内訳帳〕

〔明治〕

〔徳川〕

縦 一

* 北方御代官支配所・鵜多須御代官支配所ほか各村の「御救内訳帳」が三点綴り込まれている。うち一点には「午七月」の記載がある。ほかに「武家地へ
の地券渡方ニ付書付写」〔明治〕が綴り込まれている。

尾五―四〇五

〔地震善後書類〕

慶応二年

縦 一

* 今般の地震による即死・怪我人・潰家等で難渋の者共へ御側より御撫育取計につき、各代官よりの倒居家・半倒居家の書上などが書き付けられている。

尾五―四〇六

〔幕末災害書上綴〕

〔明治二年〕同〔二年〕

〔徳川〕

縦 一

* 明治初期における出火・類焼・水災の被害状況をまとめた書類を綴り込んだもの。ほかに「口上書 間宮氏負債一件ニ付」〔五月一日、辰巳守→吉田老台、
「御受書（無断開墾差止示談ニ付）」〔明治二年一月二十六日、仁平豊次・大谷賢造→名古屋始審裁判所長田中春風殿〕、「文武修業金・農兵担当費用自弁之
旨書付」〔野々垣朝三〕などが綴り込まれている。挟み込み文書もあり。

尾五―四〇八

〔震災倒家並救金留〕

第一冊 〔震災倒家並救金留 一〕

慶応二年

〔徳川〕

縦 三

※「町方支配所之分」「北方御代官所之分」「鵜多須御代官所之分」「熱田奉行支配所之分」「鳴海御代官所之分」「横須賀御代官支配所之分」「水
野御代官支配所之分」に分かれ、各村における倒家・半倒家が書き上げられている。

第二冊 〔震災倒家並救金留 二〕

慶応二年

〔徳川〕

※「地震ニ付倒堂等之寺院江手当品可差遣金高調書付」「地震ニ付潰家等相成難渋之者共吟味申達候書付」「地震ニ付怪我人并倒家之者名前申上
候書付」などが書き付けられている。「愛知郡之分」「春日井郡之分」「海東郡之分」に分かれ各村における倒家・半倒家が書き上げられる。

第三冊 〔震災倒家並救金留 三〕

慶応二年

〔徳川〕

※「町奉行支配之分」「熱田奉行支配之分」「大代官支配之分」の窮民御救に關することが書き付けられている。

尾五―四〇九

〔尾藩地方留〕

〔享保一三年〕文化〔三年〕

〔尾州〕

縦 二

第一冊 覚書〔寛政―文化 尾藩地方留 一〕

〔享保一三年〕文化〔三年〕

〔尾州〕 橘田長七郎江ほか

※知行上り候輩物成被下方・御年貢米・置米などに関する書付・達などの写が記載される。

第二冊 〔寛政―文化 尾藩地方留 二〕

〔天明八年〕寛政〔八年〕

〔尾州〕 橘田長七郎江ほか

※御家中衆江被下御加増知割出方・山方松木小原松葉郷帳などに関する達の写が記載される。形態は横半。

尾五―四一〇

御印帳〔御家老共御印帳〕

享保一五戌年

御家老共

横半 一

* 三役銀（夫銀・堤銀・伝馬銀）の一部を書き上げたもの。当主の御手元金に關するもの。

尾張徳川家文書目録（十）

番 号 表 題

年月日

作成者(差出↓宛所)

尾五―四二 〔尾州様御泊調書上帳〕(戊辰戦争関係)

(慶応四年)

〔両原村〕〔徳川〕

形態・数量
横 一

*両原村は現福島県昭和村。

① 尾州様御泊り調書上帳 慶応四年辰一〇月 大沼郡両原村

② 尾州様兵糧米并味噌取調帳 慶応四年辰一〇月 両原村組頭仙蔵

③ 尾州様御人数様御扶持米取調帳 慶応四年辰九月二日 杭丸(喰丸)村定番

※喰丸村は現福島県昭和村。

④ (大御番組名前書上) 二月 杭丸(喰丸)村定番

※五番大御番中條熊吉一隊ほかの塩噌請取に関する書付八通が綴り込まれている。

⑤ (三月分金銭書上)

尾五―四三 〔幕末御行列次第〕(御出陣行列案・御行軍列下調)

(江戸)

〔徳川〕

横 一

尾五―四三 人足継立帳

① 人足継立帳 (明治四年)未

(明治四年)未

〔徳川〕

横 一

※「人足継立帳」(名古屋 長谷川牧三郎ほか)四点が綴り込まれている。

② 人足継立帳 (明治四年)未

〔徳川〕

※「人足継立帳」(名古屋藩 前田辰次郎ほか)四点が綴り込まれている。

尾五―四四 安政六年未三月七日 町場出人足并船数書上ヶ帳

安政六年

道徳前新田元小屋

横 一

尾五―四五 〔船中日記〕

(明治四年)

〔徳川〕

横 一

*堀川から贅浦ほかまでの日記が三点あり。贅浦で松木荷積・米穀売捌・杭木積取などを行う旨記載がある。ほかに「覚」(滞船入用)、「船中雑用」(飯米仕舞覚)が記載されている。堀川は名古屋城下町の物資輸送のために開削された川。河口付近には木曾材を扱う熱田材木所や船蔵がある。

尾五―四六 巳三月九日立尾州人足継立帳

(明治二年)

大橋勘次郎・後藤善七

横 一

尾五―四七 未正月十三日 継人足判鑑渡帳

(明治四年)

石黒銀左衛門

横 一

*ほかに同一標題の横帳が二点綴り込まれている。掛札が挟み込まれている。

尾五―四八 〔慶応二年 御書物御風入取調帳〕

(慶応二年)〔明治四年〕

〔徳川〕

横綴 一

① 御書物御風入取調帳 慶応二年丙寅七月二十三日(八月一八日) 御書物懸

② 諸隸小頭初名前調帳 (明治四年) 未一〇月

③ (徳川慶勝・義宜御秘書類入記) (明治)

※「東照宮御宣旨」「御内勅 從一位様御頂戴」「嘉永二酉年七月御一字御拝領之節御書付」「從一位様督府枢密御印章」「毛利大膳追討之節御軍令下知状」「從三位様御官位之節於朝廷御頂戴御書付」ほかが記載される。

尾五―四九 [慶応御書物御風入取調帳] (慶応元年〜同四年) [徳川]

横綴 一

① 御書物御風入取調帳 慶丑(慶応元年)九月(一〇月一九日) 御書物懸

② 御書物御修復調出帳 慶応二年丙寅八月 御書物懸

③ 卯年御書物御風入取調帳 (慶応三年八月一三日〜九月八日) 御書物懸

④ 戊辰年御風入調帳 (慶応四年) 七月二十三日より(八月八日) 御書物懸

尾五―四〇 [御道具調帳] (明治四年〜同五年) [徳川]

横綴 一

*「新御屋敷御用部屋之分御道具帳」「御弘諸色調帳」(役懸家從)などが綴り込まれている。挟み込み文書もある。

尾五―四三 申継帳(天保十二年 申継書) (天保二年〜弘化四年) 御年貢地懸(徳川)

縦 五

第一冊 申継帳(天保十二年 申継書)(一) (天保二年〜同三年) 御年貢地懸(徳川)

第二冊 (天保十二年 申継書二) (天保一四年) 御年貢地懸(徳川)

第三冊 (天保十二年 申継書三) (天保一五年・弘化元年) 御年貢地懸(徳川)

第四冊 (天保十二年 申継書四) (弘化二年) 御年貢地懸(徳川)

第五冊 (天保十二年 申継書五) (弘化三年〜同四年) 御年貢地懸(徳川)

尾五―四三 御略伝(成瀬正肥略伝) (安政二年〜明治四年)

縦 一

*表紙に「華族会館へ差出候扣」と書かれた付札がある。

尾五―四三 (徳川家雜録二) (安政〜明治)

縦綴 一

① (嘉永四年亥三月御入国御供ニ付別段御側寄物金拝借之儀ニ付書上) (慶応四年) 辰四月 御目付役所

※嘉永四年三月は一四代当主徳川義恕(慶恕)の初入国の年月。

② 借用仕金子之事(御側寄物金借用証雛形) ↓御小納戸役所

③ (石井八郎治・岩田八太夫・石川吉太郎其外三五名知行所村名并支配御代官御書入之儀ニ付書上) 三月

尾張徳川家文書目錄(十)

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ④(御側寄物金古き借用分取立之儀ニ付書付) 五月

※掛紙あり。

- ⑤頭書(万石已下御譜代席已上部家住勤之輩御側寄物金拝借之儀ニ付一札) (明治二年)已七月五日 大代官・小牧御代官・佐屋御代官・鵜多須御代官・円城寺奉行

※下ケ札あり。

- ⑥(拙者初配下之内御側寄物金可被下捨者無之旨御届) (明治二年)已七月 清須御代官 高田意六↓副家知事衆様

- ⑦(先般芸州表御出張御供相勤候者御側拝借金被下捨之儀ニ付達) (明治)四月一四日 軍事方管轄 精銳隊取締松永孫六↓軍事懸り衆様

※掛札あり。

- ⑧鎌嶋新田惣田面絵図

※法量二七・二cm×三七・〇cm。

- ⑨(御側寄物金三拾両十ヶ年賦之内式ヶ年分上納相済ニ付届書) (明治)六月 二等官員外 成瀬吉太夫

- ⑩(別紙書付書通相達ニ付一札) (明治)六月晦日 成瀬吉太夫↓副家知事衆様

- ⑪(御側寄物金被下捨ニ付調方猶予之旨申進書) (明治)七月朔日 小普請頭↓副家知事衆様

- ⑫(御側寄物金被下捨ニ付御役名姓名調方猶予之旨申進書) (明治)六月晦日 御勝手方 御勘定吟味役↓内家従事様

- ⑬(御側寄物金被下捨ニ付調方猶予有之度申進書) (明治)七月二日 土屋惣太夫↓副家知事衆様

- ⑭(御側寄物金取立方江付手代共江御金被下置候付申渡境等之儀申上候書付(写) (文久元年)西二月二七日 大代官

※標題の下に「吉田助次郎」とあり。

- ⑮(鳴海御代官手代鈴木三亀助江從御側金子被下候付申渡済之儀申上候書付(写) (文久元年)西二月二八日 鳴海御代官

※標題の下に「本間初三郎」とあり。

- ⑯(御側より配下元江被下金申渡済之儀申上候書付(写) (文久元年)西二月晦日 (吉田御代官)

※標題の下に「弓場勘三郎」とあり。

- ⑰(小牧御代官手代被下金申渡済之儀申上候書付(写) (文久元年)西二月晦日 小牧御代官

※標題の下に「寫木猪兵衛」とあり。

- ⑱(從御側手代共江被下金申渡済境申上候書付(写) (文久元年)西二月晦日 鵜多須御代官

※標題の下に「白井逸蔵」とあり。

①⑨ 御側寄物金引取方骨折候配下江被下金申渡境申上候書付(写) (文久元年)酉二月二八日 水野御代官

※標題の下に「杉浦七左衛門」とあり。

②⑩ 配下共江從御側被下金之儀ニ付申上候書付(写) (文久二年)戊正月四日 北方御代官

※標題の下に「小笠原九郎右衛門」とあり。

②⑪ 御側より御預手代江被下物申渡候境申上書付(写) (文久元年)酉二月二九日 佐屋御代官

※標題の下に「一色庄左衛門」とあり。

②⑫ 御側より配下江被下物申渡之儀申上候書付(写) (文久元年)酉二月晦日 清須御代官

※標題の下に「住山新八」とあり。

②⑬ 寅暮御側金返上仕候書付 (慶応二年)寅二月晦日 御中間頭

②⑭ 借用申金子之事(帰国御供旅装用意難渋ニ付) 文久二年戊二月 飯嶋斧吉⑩↓御小納戸御役所

②⑮ 借用申金子之事(帰国御供旅装用意難渋ニ付) 文久二年戊二月 石川吉太郎⑩↓御小納戸御役所

②⑯ 借用申金子之事(帰国御供旅装用意難渋ニ付) 文久二年戊二月 渡辺鉞次郎⑩↓御小納戸御役所

②⑰ 借用申金子之事(帰国御供旅装用意難渋ニ付) 文久二年戊二月 成田宗一郎⑩↓御小納戸御役所

②⑱ 覚(去々子年御側寄物金引取方取扱候手代江被下金請取ニ付) (慶応二年)寅八月 鵜多須陣屋⑩↓御小納戸御役所

②⑲ 覚(去丑年御側寄物金引取方取扱候手代江被下金請取ニ付) (慶応二年)寅八月 鵜多須陣屋⑩↓御小納戸御役所

③⑩ 借用申金子之事(帰国御供旅装用意難渋ニ付) 文久二年戊二月 井出富三郎⑩↓御小納戸御役所

③⑪ 乍恐御頼申上候御事(堤山御弘之儀ニ付) 安政六年未極月 当新田 政蔵↓御小納戸御役所

③⑫ 覚(御側寄物金引取方骨折候付從御側被下金請取ニ付) (慶応二年)寅七月 佐屋陣屋⑩↓御小納戸御役所

③⑬ 覚(手代江被下分受取) 正月一八日 清須方 早川清八郎↓御小納戸御役所

③⑭ 請取申金子之事(御側寄物金引取方手代代人骨折候付從御側被下金請取ニ付) 文久二年戊正月 小牧陣屋⑩↓御小納戸御役所

③⑮ 請取申金子之事(御側寄物金取扱手代共江從御側被下金請取ニ付) 文久二年戊正月 大代官役所⑩↓御小納戸御役所

③⑯ 道徳前新田汐除川魚御連上 (慶応三年)卯二月 道徳前新田 慶三郎⑩↓御小納戸御役所

③⑰ 覚(北方御代官手代被下金請取書) (文久二年)戊正月 北方陣屋⑩↓

③⑱ 道徳前御新田汐除川魚御連上 (慶応三年)卯二月 海東郡蟹江新田直蔵⑩↓御小納戸御役所

③⑲ (ノ式百五拾九兩式分之儀ニ付書上)

④⑩ 道徳前新田汐除川魚御連上 (慶応三年)卯二月 又兵衛新田 孫八⑩↓御小納戸御役所

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

尾辛十四三二〔徳川家雜録二〕

明治三年(同二年)

縦綴

- ① 道徳前新田汐除川魚御運上 (慶応三年)卯二月 右新田半左衛門[㊟]→御小納戸御役所
- ② 口上覚(御川魚殺生御請負御運上金之儀ニ付願書) (慶応三年)卯二月 福田新田九左衛門[㊟]→御小納戸御役所
- ③ 寅暮御側金返上仕候書付 (慶応二年)寅二月 定番御中間頭→
- ④ 寅暮御側金返上仕候書付(嘉永四年初入国之節拝借ニ付) (慶応二年)寅二月 御中間頭→
- ⑤ 覚(荒麦代金書上) 未九月 米屋 松兵衛→
- ⑥ 覚(御側寄物金引取方取扱候支配勘定江被下金受取ニ付) (文久元年)酉二月 地方御勘定所[㊟]→御小納戸御役所
- ⑦ 覚(御役所御貸渡金引取方於役所取扱候付御用紙筆墨代請取ニ付) 文久元年酉二月 御蔵役所[㊟]→御小納戸御役所
- ⑧ 覚(御側寄物金引取方取扱候間頂戴金請取ニ付) (文久二年)戌正月 水野御代官手代石原安次郎[㊟]→
- ⑨ (立山代金之儀ニ付書付) 村方 佐左衛門[㊟]→御小納戸御新田
- ⑩ (御上京御供ニ而御側寄物金拝借ニ付仮手形) 正月 伊藤昇三郎→寄物方御役所
- ⑪ 請取申金子之事(御側寄物金引取方取扱候手代江從御側被下金請取ニ付) 慶応二年寅正月 大代官役所[㊟]→御小納戸御役所
- ⑫ 覚(御側寄物金取立方骨折候付被下金請取ニ付) (慶応二年)寅二月 小牧陣屋[㊟]→
- ⑬ 覚(御側寄物金取立方骨折候付被下金請取ニ付) (慶応二年)寅三月 北方手附岡部友次郎[㊟]→
- ⑭ 請取申金子之事(御側寄物金引取方取扱候太田御代官手代江從御側被下金請取ニ付) 慶応二年寅四月 村瀬八郎右衛門[㊟]→御小納戸御役所
- ① 尾州表・東京之分寺院高書上 (明治) 明治三年(同二年)
- ② (御祠堂御移御祭奠式之儀ニ付儀) (明治)二月一五日 石河竹次郎・勝野釜之丞→佐々木弥兵衛殿
- ③ (御祠堂東京表江御移ニ付御祭典式并御廟制案書付) (明治)辛未十一月 細野忠陳→佐々木弥兵衛殿
- ※〔御祠堂御祭典心得ニ付書付〕(正月九日、家扶→)も記載される。
- ④ (明治三年東京表御雇女中諸渡物其外御入用ニ付書付) 明治六年酉一〇月 永田益衛→
- ⑤ 紛失品御届(夜具・布団其外ニ付) (明治) ※押紙あり。
- ⑥ (御簾中様御誕生日其外御祝之節目録書付) 明治三年二月五日
- ⑦ (尾州家從返報) (明治) 尾州同僚→東京一の家從御中
- ※〔引越手当ニ付書簡〕(九月九日)、「(水野正則外一名月給渡方ニ付書簡)」「(八月二五日)が記載される。

⑧(美濃三川大水・名古屋旧士族困窮其外ニ付書簡) 明治二年七月一七日 小泉幸年↓井上喬殿

※前欠。

⑨ 申橋当銀手形(請取申銀子之事) (明治五年)申五月 近江屋市右衛門⑩↓内家御局

※「橘印様」入用品代銀請取書。

⑩(徳川慶勝子女院号・生母其外覚) (明治)

※慶勝側室の「たま」「たけ」「たつ」の出自が記載される。

⑪ 年頭御采賀 御華族方御挨拶部 明治一八年一月

⑫(金員回送願・建築取懸其外八雲近況ニ付書状) (明治一二年) (吉田知行)↓

※八雲入植初年の冬籠もりの様子が記載される。

⑬(紀伊中納言様江之書状之儀ニ付書付) (明治)四月二五日 健三郎・武兵衛↓

⑭ 御家参拝簿 附献備 明治二年六月

※「御内方様御参詣」の月日が記載される。

尾辛四三三〔徳川家雜録三〕

明治四年〜同六年

①(糶屋吉兵衛外六番口分御払代上納書上) (明治)

②(鍋屋半兵衛外八番口分御払代上納書上) (明治)

※御払下物に対する代金上納か。

③(中下大伝馬町角丁治外十一番口分御払代上納書上) (明治五年)申八月二二日

④記(東御邸御建家其外御払代金書上) 土木掛↓

⑤(植木屋恵吉外七十一口分石代上納書上) (明治五年)壬申一〇月一四日

⑥(三之丸并建中寺御霊屋并御廟所御門初銅樋御払金銀書付)

⑦(三之丸御霊屋表御門鳩ノ糞御払金銀書付)

⑧(三之丸御霊屋諸立木・竹木御払金銀書付)

⑨記(古鉛代金上納ニ付) (明治六年)癸酉三月二九日 伝馬町三丁め半田屋伊八⑩↓

⑩記(合薬・バトロン代金上納ニ付) (明治五年)壬申二月二日 能登屋武兵衛↓徳川様御邸

⑪反故御払(武井助右衛門外十一番口御払代金上納書上) (明治)六年二月(九日)

番 号 表 題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

⑫ (古渡村分之献米式俵御払代上納ニ付書付) (明治)九月一七日

※綴り込まれず挟み込まれた文書。形態は状。

⑬ (御カゴ三種代書付) (明治) 元戸田丁 鍋屋半兵衛・伊世丁 荳丁目 道具屋卯之助↓

⑭ (御払物代上納ニ付書付) (明治四年)一〇月 肝煎役↓

※袖に「壬申八月廿七日上納」と朱書あり。

⑮ (捫龍丸熊野行飯米其外金銭書付) (明治四年二月)

※前後欠か。形態は横。

⑯ (船船播龍丸白鳥御船藏御作事申道具拵等雜用代金ニ付書付) (明治四年)未一〇月七日 高山丈助⑤・中村小兵衛⑤↓佐屋宿新藏

⑰ 覚(米荳石代金請取ニ付) (明治四年)未二月五日 倉慶懸り⑤↓舟楫懸衆

⑱ (庭石式勺御払代金納ニ付書付) 亥三月二九日

※三点糊付け。

⑲ 請取申金子之御事(御本丸より東御多門迄之分其外代金受取ニ付) (明治四年)未八月 日雇頭 善吉⑤↓内家 御局

⑳ (道具類御本丸等より新御屋敷江運送ニ付御酒代被下置候様仕度旨書上) (明治)八月 諸隸 小頭↓

㉑ 請取申金子之事(御灯笼・御手水鉢運び方代金受取ニ付) (明治四年)未八月 日雇頭 善吉⑤↓内家 御局

㉒ 請取申金子之事(御召真綿代金請取ニ付) (明治三年)午七月 伊藤嘉七⑤↓御内家局

㉓ 覚(金百両東京引払御入用江取替ニ付) (明治二年)巳八月 取扱 鈴木助七郎⑤・川村惣助⑤↓

㉔ 覚(無扨入用筋ニ付職禄米引当借用申ニ付) 明治三年十二月 内藤鉄太郎⑤↓

㉕ 請取申銀子之事(銀百八拾匁) 明治五年申正月 両口屋 善十郎⑤↓

㉖ 請取申銀子之事(御扇子・塗御盆代金銀請取ニ付) 明治五年申正月 藍屋 孫左衛門⑤↓内家 御局

㉗ 請取申金子之事(御焼物代請取ニ付) (明治四年)未二月 (春日井郡)赤津村 加藤春岱⑤↓東御屋敷 御役所

㉘ 覚(織部角蓋物・御ふけ菓井其外代金書上) (明治) (春日井郡)赤津村 加藤春岱⑤↓御屋鋪 御役所

㉙ 請取申銀子之事(桐箱其外代銀請取ニ付) 明治五年申二月 御指物師 小左衛門⑤↓内家 御局

㉚ 請取申銀子之事(桐箱其外代銀請取ニ付) 明治五年申二月 御指物師 小左衛門⑤↓内家 御局

※一紙挟み込みあり。

㉛ 覚(御払物御薬種代其外上納ニ付) (明治五年) 生田屋 儀兵衛・生田屋 弥兵衛↓御製薬所

※「申八月十三日納」と朱書あり。

③② 入札覚(御薬種直段ニ御被下度旨) (明治)八月七日 生田屋 弥兵衛④・生田屋 儀兵衛④→御製薬方

③③ 舟楫局御払物代 (明治)

③④ 記(鳥船初御払代上納ニ付) (明治五年)壬申九月 高山丈助・中村秀史

③⑤ (三之丸西御邸御建家御払代金其外ニ付書上) (明治五年)申六月八日 土木掛↓

③⑥ 三之丸西御邸御建家御払代上納方頭書 (明治五年) 土木掛↓

③⑦ 御払物代上納方頭書(東京廻り春秋館毀木口御払代其外書上) (明治五年)申六月 土木掛↓

③⑧ (古銅其外代金上納ニ付書上) (明治)八月七日 伝馬町宿屋忠助④↓

③⑨ 記(上納代金銀・名前書上) (明治)

※「十二月卅日」と朱書あり。挟み込み文書。

④⑩ 記(御道具御払代上納ニ付) (明治)一二月 御道具掛↓

④⑪ (艀船御買上代金其外書上) (明治)三月 舟楫懸り↓

尾五十四(徳川家雜録四)

縦綴 一

① 復籍御願(継母モト義生家群馬馬県復籍希望ニ付) 明治九年〜同二年 愛知県愛知郡上名古屋村百五十一番屋敷士族牛田政治④・もと④外二名↓愛知郡長高木延世殿

※二点あり。下名古屋村外三ヶ村戸長岩間昌忠の奥書あり。一通には貼紙あり。

② 御加籍願ノ義ニ付理由上申(次男政治戸籍洩ニ付) 明治二〇年四月五日 東京府下神田区猿樂町廿三番地寄留牛田平馬妻もと(爪印)↓

※三点あり。

③ 長男魔嫡次男相統願(案文) 明治二〇年 平馬妻もと外三名↓愛知郡長高木延世殿

※貼紙あり。

④ (士族牛田平馬家戸籍写) 明治二〇年七月二十六日 愛知県愛知郡下名古屋村外三ヶ村戸長平間昌忠④↓愛知郡長高木延世殿

⑤ 相統届(案文) (明治二〇年) 水谷↓伊藤君

⑥ 長男魔嫡次男相統願(長男富松放蕩ニ付二男政治家名相統願) 明治二〇年三月 牛田平馬妻もと外三名↓愛知郡長高木延世殿

※三点あり。

⑦ 死亡跡相統人延期願(写) 明治一八年五月二二日 愛知郡広井村親戚惣代鈴木鶴吉印外二名↓愛知郡長高木延世殿

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ⑧ 御加籍願(写) 明治一八年一月二八日 愛知郡上名古屋村 安田栄三郎印外三名↓愛知郡長高木延世殿
- ⑨ 保証書(安田栄三郎身分ニ付写) 明治一八年一月二八日 愛知郡上名古屋村 菊山勇助印外一名↓(愛知郡長高木延世)
- ⑩ 検査時限異動届(牛田富松廃嫡ニ付案文) (明治二〇年) 平馬長男 牛田富松↓戸長宛
- ⑪ 長男廃嫡次男相続願 (明治二〇年) 平馬後家 牛田もと外三名↓
※貼紙あり。
- ⑫ 長男廃嫡次男相続願 (明治二〇年) 牛田平馬外三名↓
※貼紙あり。
- ⑬ (牛田平馬家戸籍ニ次男政治記載無之ニ付照会) 明治二〇年一月二七日 下名古屋村三ヶ村戸長役場⑩↓上名古屋村 伊東祐乘殿
- ⑭ (御二男政治戸籍ニ付回答写) (明治二〇年一月二八日)
- ⑮ (去ル六日平馬病死別紙御届御差出相成度ニ付書状) (明治二〇年)一月七日 牛田↓伊東様
- ⑯ 埋葬免許之証(牛田平馬埋葬ニ付写) 明治二〇年一月六日 神田区役所↓
※医師による死亡届も記載される。
- ⑰ 死亡届(牛田平馬死亡届写) (明治二〇年)一月七日 牛田政治印↓
- ⑱ 改印御届 明治二〇年二月二〇日 牛田政治⑩↓
- ⑲ (牛田富松廃嫡ニ付異動徴集届書等届出有之度通達) 明治二二年四月六日 戸長役場⑩↓牛田政治引受人 伊東祐乘殿
- ⑳ 延期理由口達(牛田政治家督相続延引ニ付)
- ㉑ 長男廃嫡ニ付次男相続遷延御託願(案文) 明治二〇年 牛田富松外三名↓愛知郡宛
※下ヶ札あり。
- ㉒ (中川江託す書状途次落失其外ニ付書状) (明治)一月二日 (函館控訴庁官令)中村修↓(東京本所横網町徳川侯邸内)吉田知行殿
※封筒とも。
- ㉓ (就産場製藍評判・開墾地移住人・退場人取扱其外ニ付書状) (明治)三月八日 函館県山越郡徳川家開墾地片桐助作↓東京徳川様御邸 吉田知行殿
※封筒とも。
- ㉔ (乾侯洋行・海部昂蔵帰京其外ニ付書状) (明治)三月一五日 (丹羽)精五郎↓吉田知行様
- ㉕ (昨夜乾侯江差出書状落葉有之ニ付書状) (明治)一六日 (丹羽)精五郎↓(吉田)知行兄
- ㉖ (読売新聞代支払其外ニ付書状) (明治) 京橋区元数寄屋町三番地 木原松三郎方判事木原章六↓

②7 死亡跡相続人延期願(牛田平馬死亡跡相続人之儀ニ付) 明治二〇年三月一六日 東京府下牛込区市谷本町十二番地寄留 静岡県土族 法田富松
②外 一名↓愛知県愛知郡長高木延世殿

※戸長の奥書、郡長許可の朱書あり。

②8 長男廃嫡ニ付次男相続遷延御託願(写) 明治二〇年六月二七日 牛田富松外三名↓愛知県愛知郡長高木延世殿

※戸長の奥書、郡長許可の朱書あり。

②9 御加籍願(牛田政治加籍ニ付) 明治二〇年三月二二日 牛田富松②外二名↓愛知県愛知郡長高木延世殿

※戸長の奥書、郡長許可の朱書あり。

③0 保証書(牛田政治加籍願ニ付) 明治二〇年三月 風間又三郎②外一名↓

③1 御加籍願 明治二〇年三月一六日 牛田政治②外一名↓愛知県愛知郡長高木延世殿

※戸長奥書あり。

③2 保証書(牛田政治加籍願ニ付) 明治二〇年三月 風間又三郎②外一名↓

③3 歎願書(御規式御用向被下度ニ付) 明治九年四月 第一大区七小区京橋南鍛冶丁十四番地糸花職中嶋忠兵衛②↓御役員中様

③4 (実父平馬死亡次男政治家督相続遷延ニ付書付) (明治二〇年)

③5 徴兵異動御届(牛田政治兄牛田富松) (明治二〇年) 牛田政治外一名↓愛知郡下名古屋村外三ヶ村戸長岩間昌忠殿

③6 (従一位様御手道具御払代ニ付書付) (明治五年)申五月 山田誠四郎↓服部岩十郎殿

※「従一位様」は一七代当主徳川慶勝のこと。

③7 一位様御分御官録全 (明治)

※「明治七年戊十二月東京廻御手金へ入」の記載あり。

③8 (紫檀丸形御多葉粉盆其外払下物代金書上) (明治)

③9 (御敷物等入札高直段書上) (明治)

④0 (植松稲太英利学校へ入校ニ付書状) (明治)一月一七日 (角田)弘業↓(中川)庄太様

④1 (牛田富松異動届ニ付通知) 明治二二年四月九日 愛知郡下名古屋村外三ヶ村戸長役場↓伊藤祐乗殿

④2 徴兵異動届(牛田富松廃嫡ニ付届写) 明治二二年四月 牛田政治印↓戸長岩間昌忠殿

④3 徴兵異動御届(牛田富松転住ニ付) 明治二二年五月二五日 牛田政治外一名↓戸長岩間昌忠殿

※岩間昌忠の奥書あり。

番号表題

尾五四三五〔徳川家雜録五〕

年月日 作成者(差出↓宛所)

形態・数量
縦綴 一

① 伺書(鎌島新田木村忠右衛門義困窮により地所売払ニ付) (明治五年)壬申三月 御年貢地懸↓

② 新御殿拝借金之内寄木高照寺分永年賦之儀ニ付申達候書付 (慶応三年)卯正月二〇日 御小納戸頭取↓

※下ヶ札あり。

③ 乍恐奉欺願上候御事(御用物賃代御下金ニ付) (明治四年)未三月 東京定日請負 宰領役 後藤幸七^⑨ほか五名↓御広敷御役所

④ 滝沢様御初江差上之分筆墨紙代等上納ニ付書上 (明治四年)未五月 久兵衛^⑩↓

⑤ 滝沢殿江差上之分洪紙・水縄代上納ニ付書上 (明治四年)未五月 万年屋 嘉左衛門^⑩↓

⑥ 御比丘尼衆御扶持取扱筆墨紙代上納ニ付書上 (明治四年)未五月 小松や久兵衛^⑩↓内家御局

⑦ (役所遣之分油炭蠟燭代書上) (明治四年)

⑧ (定日差立候洪紙・水縄ほか筆墨代金書上) (明治四年)

⑨ 東京表内家御用取扱候付御入用一ヶ年分大法積 (明治)

⑩ 覚(金銀請取ニ付) (明治三年)午六月二日 江戸御小納戸役所^⑩↓尾州御小納戸役所

尾五四三六〔徳川家雜録六〕

(文久三年)明治四二年)

縦綴

一

① 承認書草按(海西郡鍋田村大字稻荷新田地内筏川通堤及川敷ニ関する官民境界之査定ニ付) (明治四二年) ↓愛知県知事深野二三殿

※欄外に「廿八号」とあり。「本書ト図面トニ契印ヲ要ス」と朱書された貼紙あり。

② (筏川付近官民境界解決委任被下度ニ付書状) (明治四二年)一〇月五日 土地係↓水野正則殿

※作成者に関わる「桜井」桜井記信の朱印あり。形態は状。

③ 委任状按(筏川付近官民境界ニ対シ承認表示之件委任ニ付) 明治四二年一〇月 名古屋市東区大曾根町貳百番地ノ老徳川義親

※欄外に「廿九号」とあり。

④ 記(筏川官民有地境界査定ニ係ル承認書領収ニ付) (明治四二年)一〇月二日 島沢藤七^⑩↓徳川家 桜井記信殿

※桜井記信は徳川家の家従。

⑤ 記(稻荷新田地蔵尊修繕寄付金其外金円書上) 明治一五年八月 徳川邸↓天野佐兵衛殿

※稻荷新田は尾張国海西郡のうち。

⑥ 記(金銭受取ニ付) 明治一五年九月一六日 立松慶三郎↓徳川御邸御家従御中

⑦ 稻荷新田十五年第一期内訳 (明治一五年)

⑧ 大府村広惠新田十四年取立米 (明治一四年)

※大府村広惠新田は尾張国知多郡のうち。

⑨ 借用仕金子之事(尾州御小納戸役所寄物金借用ニ付手形写) 文久三年亥正月 御馬廻組 藤村鍊作ほか一名↓御小納戸御役所

※「料紙美濃紙」と朱書あり、掛紙あり。

⑩ 借用仕金子之事(尾州御小納戸役所寄物金借用ニ付手形雛形) ↓御小納戸御役所

※「料紙美濃紙」と朱書あり、「早速差戻之事」と朱書の袖書あり。

⑪ 天王神社御初三柱御神事御入用達書 六月 三谷重彦↓御小納戸御役所

⑫ 頭書(於良様御髪置御祝御入用之儀ニ付) (明治四年)辛未一〇月 家扶↓

※付札あり。「於良様」は、一四代・一七代当主徳川慶勝の女良姫のこと。

⑬ 借用仕金子之事(尾州御小納戸役所寄物金借用ニ付手形雛形) ↓御小納戸御役所

※「料紙美濃紙」と朱書あり、「早速差戻之事」と朱書の袖書あり。

⑭ 御深井 宗形御神社御神事達書(御神事御備物御入用覚) (五月九日) 三谷重彦↓

⑮ 御深井 金刀比羅御神社御神事達書(御神事御備物御入用覚) 申五月

⑯ 御深井 八幡宮御神事達書(御神事御備物御入用覚) 申五月

⑰ 御深井 宗形御神社御境内 愛宕御神社・稲荷御神社江御備物達書 (五月一五日)

⑱ 画定セラレタル官民境界ニ付書面表示伺(稲荷新田筏川付近官民境界ニ付) 明治四二年一〇月七日 桜井記信⑩↓

※欄外に「廿七号」とあり。

⑲ (官民有土地境界ニ係ル査定ニ付書状) (明治四二年)九月三日 鳥沢県属↓桜井(記信)家従殿

尾五四三十七(徳川家雜録七)

① (源懿様二十七回御忌御法事金子立替置ニ付書状) (明治四年)同一七年

※「源懿様」は二二代当主徳川斉荘のこと。弘化二年(一八四四)七月二〇日に死去。

② (源懿様二十七回御忌御法事金子立替置ニ付書状) 浦井信↓伊藤慎吾様・新保弘様・池内中三様

③ (御祠堂御祭方御酒御肴外御仕立方難成ニ付書状) (明治五年)正月 杜寺懸り家扶↓

④ (御祠堂其表江御移御祭奠式ニ付書状) (明治四年)二月一五日 石河竹次郎・勝野釜之丞↓佐々木弥兵衛殿

⑤ (細野要斎御祠堂御祭典吟味ニ付被下物取計方ニ付通知) (明治五年)正月二日 中野惣太郎↓内藤鍊真殿

※細野要斎(忠陳)の請書写も記載される。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ⑥ (御祠堂東京表江移転御祭奠式并御廟制吟味ニ付書上) (明治四年) 辛未二月 細野忠陳謹上
- ⑦ 御封国無之上ハ御始祖之御神主ハ御祭ニ及間敷歟といふ疑有之ニ付考 (明治五年)
- ⑧ 祭奠ハ誠敬第一ニ而備物ハ何れニても宜といひ其品を減少ニするを主とする説有之ニ付考 (明治五年)
- ⑨ 祭の大意 (明治五年)
- ⑩ 百年会趣意書艸案(徳川家支流譜代同族親睦会草案) 明治一七年一〇月 徳川義親ほか一九名

尾五四三九〔徳川家雜録八〕

(江戸)

- ① (水戸様千東原ニ而追鳥狩之御人数御行列次第) 天保一子年三月三日

※「水戸様」は徳川斉昭のこと。

- ② (列伝巻第一百二十四ほか中国故事写)

※「天地楽堂」罫紙使用。

- ③ 廣千字文

※「雪香」罫紙使用。

- ④ 本朝千字文

※「雪香」罫紙使用。

- ⑤ (京師有南北軍之屯ほか中国軍記写)

- ⑥ (天下の王文徳武道修得ニ付心得)

尾五四三九〔徳川家雜録九〕

(文久〜明治)

- ① (諸国御警衛大名書上写) (文久年間カ)

- ② (徳川慶勝差出書状書上) (慶応〜明治四年)

※日付・宛先などが書き上げられる。

尾五四三十〔徳川家雜録十〕

(明治)

- ① (仏壇模写) (明治)

※鉛筆書き。

- ② 扣(御書院北入口御花台掛ケ寸法書付) (明治)

縦綴

一

縦綴

一

縦綴

一

③ 御能江付御入用之御装束類 明治三十九年二月 西村敬光④↓

※作成者と④は抹消されている。

④ (寸法書付) (明治)

※鉛筆書き。

⑤ (御書院花飾りほか書上) (明治)

⑥ (徳川家康より授与具足ほか武具書上) (明治)

⑦ 唐人相撲装束明細 (明治)

⑧ 香木寸法書 (明治)

※鉛筆書き。

⑨ (西洋館ほか寸法書上) (明治)

※鉛筆書き。「注文済」印あり。

⑩ 御書院(花生ほか品名および出納表) (明治)

※鉛筆書き。

⑪ (刀掛模写) (明治)

※鉛筆書き。

⑫ 木割(五寸二分角厚サ一寸六分ほか) (明治)

⑬ 木割(三寸八分角長一尺四寸ほか) (明治)

⑭ (諸物長物入書上) (明治)

※「出」印あり。「東京廻り御長物入」の記載あり。

⑮ (書棚ほか寸法書付) (明治)

※鉛筆書き。

⑯ (東照宮御召御具足ほか武具書上) (明治)

⑰ (寸法書付) (明治)

※鉛筆書き。

⑱ (御什器陳列台ほか代金覚) (明治)

⑲ (山之御茶屋掛物ほか書上) (明治)

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

⑳ 什器陳列品目 (明治)

㉑ (御短刀・御脇差寸法書上) (明治)

※鉛筆書き。

㉒ (御長物入冑等御用書) (明治)

※鉛筆書き。「出」印あり。

㉓ 割付書付(冑・具足) (明治)

※鉛筆書き。

㉔ 山御茶屋(東南ノ御間御床ほか寸法書付) (明治)

※鉛筆書き。

㉕ (御書院生花配置図ほか一括) (明治)

※鉛筆書き。

尾五四三十一(徳川家雜録 十二) 年間の祭祀次第書上)

(明治)

縦 一

*「毎朝御拜式」「源僖様御祥月 三月廿日御祭事」「四月十七日 東照宮御祭事」「五月七日 源敬様御祥忌日御祭事」「七月六日 源懿様御祥忌日御祭事」などが記載される。「源僖様」は一代当主徳川斉温、「源敬様」は初代当主徳川義直、「源懿様」は二代当主徳川斉荘のこと。

尾五四三十二(徳川家雜録 十二) (従五位様英国滞在中衣類其外書上)

(明治)

*「従五位様」は一八代当主徳川義禮のこと。洋服の調達所や英国滞在費、随行員の年間手当なども記載される。

尾五四四 親類書全

(明治)

縦 一

*「従三位様(徳川義禮)御統」「従一位様(徳川慶勝)御統」「従一位様之奥方様(矩子)御統」「義宜卿御統略系」「慶勝卿御養方」などが記載される。書付・書状が綴り込まれている。

尾五四五 春林院殿・超勝院殿・香峯院殿御用記録

嘉永四年亥正月

五台山(尋盛寺)十六世 法誉代(徳川)

縦 一

*春林院殿は高須松平家初代松平義行の女鍋姫、超勝院殿は大久保家初代松平義昌の女、いずれも早世。寺社奉行所への御達申上書が記載されている。

尾五四六 慶応三卯年十一月ヨリ 亀印 御誕生御用留

(慶応三年十一月)

御用達(徳川)

縦 一

*「亀印」とは一四代・一七代当主徳川慶勝の一〇男盛千代のこと。慶応四年正月二日に誕生。虫損大。

尾五―四七〔從五位様より御届物等取扱届〕

(明治四年〜同五年)

縦 一

① 從五位様より御届物等取扱届

(明治四年〜同五年)

從五位松平義勇ほか↓東京府知事大久保一翁殿

※松平義勇は高須松平家一四代当主で名古屋藩権知事、東京府貫属華族(從三位徳川義宜同居)。四谷荒木町邸下賜や義生の英学修業・明治学舎入塾などに関する記事が記載される。「四谷荒木町御邸之図写」や義宜・義生の明細短冊も挟み込まれている。

② 願書扣(家事ニ付拝借願度人名書付写)

(明治五年)壬申三月

從三位徳川義宜↓

尾五―四六

御家御統帳

天保一五年

縦 一

*〔維字心院〕(近衛基前御簾中)、「前大納言様」(一〇代斉朝)、「青蓮院」(二一代斉温生母)、「大納言様」(二二代斉莊)、「速成院」(斉莊生母)、「貞慎院、御簾中」(斉莊御簾中)、「利姫」(斉莊女)、「釧姫」(同)、「幽香院」(同)、「鎰丸様」(三三代慶藏)、「おれい」(慶藏生母)、「利姫様」(慶藏縁女)、「昌丸」(斉莊次男)、「前大納言様」(二四代慶恕)、「前御簾中様」(慶恕御簾中)、「御簾中様之御実母」(茂徳卿)、「御簾中様」(五代茂徳御簾中)、「岑姫」(二四代慶勝女)、「安千代」(同六男)、「知千代」(同七男)、「鈺千代」(同八男)、「道姫」(慶勝女)、「豊姫」(同)、「元千代様」(慶勝三男、義宜)、「天月院」(高須松平家七代松平義居室・董姫)、「摂津守」(高須松平家一〇代松平義建)、「規姫」(義建室)、「遠藤式部少輔」(義建弟・胤昌)、「宣姫」(義建妹)、「中務大輔」(義建次男義恕、のちの慶勝)、「矩姫」(義恕室)、「松平右近将監」(義建三男武成)、「鎮三郎」(義建五男義比、のちの茂徳)、「銚之允」(義建六男、松平容保)、「松平越中守」(義建七男、松平定敬)、「秀磨」(茂徳長男・義端)、「範次郎」(義建一〇男義勇)の項目に分かれている。

尾五―四八

〔御統帳正誤案〕

(江戸〜明治)

縦 三

第一冊〔御統帳正誤案一〕

※〔源敬様〕(初代義直)御統帳正誤案「御一字御実名飛鳥井免状外ニ請取書」などが記載される。表紙に「廿一年八月廿七日より着手」とあり。

第二冊〔御統帳正誤案二〕

※〔瑞竜様〕(二代光友)々真巖院様(五代五郎太)迄御統帳正誤案」などが記載される。

第三冊〔御統帳正誤案三〕

※〔水戸家御蔵本 源流綜貫 尾張本宗二〕ほか、近代以降の当主の御届写などが記載される。

尾五―四〇

御宮御霊屋御初若御火之節御披方等極

(天明五年〜安永七年)

縦 一

尾五―四三

〔御広敷御定書〕

(慶応〜明治)

縦 一

① 御広敷御定書(女中・長局取締ニ付)

(慶応三年カ)卯九月

② 御広敷御定書(女中・長局取締ニ付)

(慶応三年カ)卯九月

③ (女中名前書上) (明治)

※明治初年の尾張徳川家に仕えた女中の名前が書き上げられる。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

④(東京江為差登女中御手当) (明治)

※差添男子向の手当も記載されている。

⑤(安千代御袴召ニ付被進) (明治)

※安千代(元治元年十一月一日〜明治二年八月五日)は、一四代・一七代当主徳川慶勝の六男。

⑥御積書(御紋付御羽織地其外見積書) (明治五年)申ノ六月 伊藤次郎左衛門^印代庄七↓

⑦当府下農商ノ者雇入伺案 (明治) 京都府・東京府御庁↓

⑧(鈎姫引移以後女中惣人数・女中月給・内家在職員数外覚) (明治)

※鈎姫は、一二代当主徳川斉荘の女で松平(大給)乗命室。明治四年四月一三日死去。

尾五―四三 [御広敷同心中間調書]

(明治元年〜同四年)

[徳川]

縦

*「御広敷同心職業之儀申上候書付」ほか記載され、書状も綴り込まれている。

尾五―四三 織田周防守様藤四郎様御招請之覚

正徳五年未七月晦

[徳川]

縦

*織田周防守は貞幹(信長の孫)のこと。元禄九年(一六九六)に尾張家の家老となり、宝永四年(一七〇七)に従五位下周防守に叙任。藤四郎は嫡男長恒のこと。

尾五―四四 東照宮百五十回御神忌留

明和二年酉四月

縦

尾五―四五 [尾張御家中役附]

文久元年辛酉九月吉日

縦

*裏表紙に「谷口理三郎持主」とあり。

尾五―四六 御献立之記

八月一日〜二日

御納屋

縦

尾五―四七 [嘉永江戸屋敷留]

(嘉永三年〜同六年)

[徳川]

縦

*深川蛤町抱屋敷・西大久保村抱屋敷精林庵などに関するもの。「精林庵図面」「西大久保村抱屋敷精林庵有来建家場所替之図」などが括り付けられている。

尾五―四八 [尾張維新記事]

(江戸〜明治)

縦

第一冊 [尾張維新記事二](御統帳訂正案・草稿)

(江戸〜明治)

縦

第二冊 [尾張維新記事二](御統帳訂正案) (江戸)

尾五―四九 [征長御動座]

(元治元年〜慶応元年)

[徳川]

縦

*第一次・第二次長州戦争期における徳川慶勝・同茂徳の動向を示したものや、老中御渡などが記載される。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

② 戦死姓名(戊辰戦死者人名書上)

(明治二年)

(監察懸り)↓

※越後・下総・奥州で戦死した名古屋藩士・軍夫の名前・年齢が書き上げられる。

③ (元磅礴隊・元帰順正気隊解隊ニ付手当遣方之旨達)

(明治)

塚田謙次郎↓

④ (拔群絶類之偉功有之候ニ付終身給禄下シ給候者人名書上)

(明治)

⑤ (磅礴隊入隊其外達写)

(明治五年)壬申三月

尾五―四〇

北越出兵之輩 姓名調

(明治元年)二月

縦

第一冊 北越出兵之輩 姓名調(一)

(明治元年)二月

田嶋一之助(徳川)

※田嶋一之助は軍目付。

第二冊 北越出兵之輩 姓名調(二)

(明治元年)二月

田嶋一之助(徳川)

※「奥州の帰国人数姓名書」「東京の帰国人数姓名書」も記載される。挟み込み文書(状)あり。

尾五―四一

〔大納言様太田邸へ御出張御供人名〕

(明治四年)

〔徳川〕

縦

*「塩尻の北越等江出兵人名」も記載される。綴り込み文書もあり。

尾五―四二

〔安政献金御賞〕

(江戸)明治

〔徳川〕

縦

① 五ヶ年之年限を以市中之者致献金候御賞(凡例)

(江戸)

② 御新田米払代金納帳

(明治)

③ 借用申金子之事

明治六年癸酉二月

尾張名古屋伊藤次郎左衛門印・支配人鬼頭幸七印↓勢州田中治郎左衛門殿・小川由兵衛殿・飯田佐兵衛殿

※奥書などあり。

④ 記(玉垣造立御用途金落手ニ付)

明治七年六月二三日

熱田神宮少宮司角田忠行④・熱田神宮大宮司千秋季福④↓従三位徳川義宜殿

⑤ 十二月五日議決之件(御邸御改革ニ付)

(明治)

(家扶)

※大原邸(本邸)と瓦町邸(別邸)の取扱などについて記載される。

⑥ (法廷一件断簡)

(明治)

尾五―四三

〔御小納戸書類八〕

(江戸)明治

〔徳川〕

横綴

① (金銭引渡ニ付書付)

※付札あり。

② 覚(拾壹匁)

③ (金百疋落手ニ付書付) 二月一〇日 水野方末富孫十郎

④ (柏野又三郎外三名人名書上)

⑤ 御側寄物金引取候分(金貳拾三兩三分貳朱銀三匁壹分五厘引渡ニ付) 戌二月 水野附属

⑥ 覚(御蔵米入札ニ付) 未五月一日 藤屋庄七↓上

⑦ (別紙書付六通差越ニ付書状) 五月二日 天野藤十郎↓御小納戸頭取衆

⑧ (畳金ニ付人名書付)

⑨ (御側寄物金返納ニ付申添状) (江戸)七月 御小納戸石川半七郎↓

⑩ (御側寄物金貸渡方骨折ニ付被下方書付) (江戸)一二月

⑪ (御側寄物金返上ニ付書状) (江戸)八月 奥御医師見習中嶋三伯↓

⑫ 覚(納麦上納ニ付) 九月二日 米屋松兵衛印↓御小納戸御屋敷

⑬ 覚(下御庭蔵納米入札ニ付) 五月一日 正米中買伊助

⑭ 覚(廣井蔵納米入札ニ付) 五月一日 正米中買万屋伊助

⑮ 覚(廣井蔵其外納米入札ニ付) 巳五月二日 加藤屋藤助↓御小納戸御役所

⑯ 覚(御蔵米入札ニ付) 未九月一日 藤屋庄七↓上

⑰ 覚(道徳米新田納米入札ニ付) 九月一日 万屋利助

⑱ 覚(廣井御屋敷後其外御蔵米入札ニ付) 巳五月二日 上島町藤屋正七

⑲ 入札(御上納之儀三ヶ月御取上願ニ付) 卯二月 当御新田重兵衛印↓上

⑳ (野村新吾上納分御容赦ニ付書付)

㉑ 覚(あら麦直段ニ而御払申請ニ付) 巳五月 広井明道橘屋喜兵衛↓御小納戸御役所

㉒ 覚(廣井御屋敷外御蔵米入札ニ付) 巳五月一日 米屋徳蔵

㉓ (石高・金銭書上)

㉔ 借用仕金子之事(御側寄物金拝借ニ付証文写) 文久元年西五月 天野良太郎印↓御小納戸御役所

㉕ 覚(あら麦直段御払申請ニ付) 巳五月 中藤↓御小納戸御役所

㉖ (入札払下ニ付札状) 未一二月 御替地新田利蔵↓御小納戸御役所

㉗ 覚(御蔵米入札ニ付) 九月一日 米や松兵衛印↓御小納戸御役所

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ②⑧ 覚(荒麦直段御払申受ニ付) 已五月 広井明道 米屋和兵衛↓御小納戸御役所
- ②⑨ (御側寄物金返上分旧臘御廻有之其外ニ付書状案) (江戸) 曲淵平三郎↓杉浦七左衛門様
- ※曲淵平三郎は御小納戸、杉浦七左衛門は鳴見代官。
- ③⑩ (金子借用返上ニ相成居候ニ付書付) 正月
- ③⑪ 酉正月御側寄物金之儀ニ付勘弁之趣下ケ札を以別紙相添申達候書付 (万延元年) 二月 村瀬斧三郎
- ※下ケ札あり。
- ③⑫ (去年年中女中向へ差下物賃錢御払方ニ付書状) (明治) 九月二日 家扶↓尾崎虎雄殿
- ③⑬ 覚(廣井御屋敷其外米・荒麦御払申請ニ付) 已五月一日 米屋 松兵衛↓御小納戸御役所
- ③⑭ (御側寄物金返納割符懸合ニ付書状) (江戸) 三月二日 林藤左衛門↓尾州御小納戸頭取様
- ③⑮ 酉正月御側寄物金之儀ニ付勘弁之趣下ケ札を以別紙相添猶又申達候書付 (万延二年) 正月 村瀬斧三郎
- ※下ケ札あり。
- ③⑯ (御方々様御登御供奥向之輩急卒之用意難渋取替仮手形相渡ニ付書状) 三月二日 林藤左衛門↓松平文左衛門様
- ③⑰ (市村欽三郎其外二〇名人名書上)
- ③⑱ (御側寄物金兩度拝借願) (江戸) 八月 川口十郎左衛門↓
- ③⑲ (御側寄物金拝借手形其外ニ付書状) (江戸) 三月二日 市谷役懸↓寄物金懸衆様
- ④⑰ (御側寄物金返上分旧臘取立相廻候残分取立其外ニ付書状) (文久三年) 正月二九日 杉浦七左衛門↓曲淵平三郎様
- ④⑱ (御側金取立方ニ付書状) (江戸) 正月三〇日 北方谷崎壮右衛門↓伊藤昇三郎様
- ④⑲ (石井助一郎其外五六名書上) (江戸) 北方谷崎壮右衛門↓伊藤昇三郎様
- ※数量二点あり。
- ④⑳ 御払金入札記(廣井・上畠・道徳知其外納米代金書上) (明治四年) 未九月一日 松平殿
- ④㉑ (御側寄物金古き借用口返納滞ニ付伺書) (江戸) 五月二五日 村瀬斧三郎↓江戸御小納戸頭取様
- ④㉒ (御側寄物金取立容赦筋相立ニ付書状) (江戸) 二月 御小納戸頭取衆↓
- ④㉓ (寄物金返上人別之内岡本喜平治分伺ニ付書状) (江戸) 二月二七日 寄物金懸 御小納戸詰↓地方勘定役衆様
- ※返書が継ぎ足されている。
- ④⑦ (御側寄物金返上滞候ニ付支配御代官村名等承知仕度旨書状) (江戸) 四月二日 寄物金懸り↓御小納戸詰 地方支配勘定衆様

※返書が継ぎ足されている。

④⑧ (御側寄物金返上滞候ニ付支配御代官村名等承知仕度旨書状) (江戸)三月一六日 鈴木善左衛門↓地方御勘定奉行衆様

※返書が継ぎ足されている。

④⑨ (御側寄物金返納見合分上納ニ付書状) (江戸)正月二七日 鳴海方手代↓寄物金懸り御小納戸詰衆様

⑤⑩ (御側寄物金未納之輩取調ニ付書状) (江戸)正月二七日 藤原新三郎↓寄物金御懸り御小納戸詰衆様

⑤⑪ (御側寄物金未納之輩ニ付書状) (江戸)正月二九日 佐屋方手代↓寄物金御懸り御小納戸詰衆様

⑤⑫ (御側寄物金取立残・金子御引渡請取書ニ付書状) (江戸)正月二九日 水野手代↓寄物金懸り御小納戸詰衆様

⑤⑬ (御側寄物金未納分取立ニ付書状) (江戸)正月晦日 北方御代官手代↓(寄物金懸り)御小納戸詰衆様

⑤⑭ (御広敷御徒三輪弘太夫跡目ニ付書状) (江戸)三月晦日 寄物金懸↓江戸役懸衆様

⑤⑮ (小瀬新太郎・近松彦之進急御用ニ而御側寄物金并御新田金を借用取替ニ付書状) (江戸)三月晦日 岩田弥左衛門↓尾州御小納戸頭取衆様

⑤⑯ (御側寄物金返上滞分村々おゐて引取方ニ付書状) (江戸)一二月五日 村瀬釜三郎↓地方御勘定奉行衆様

※返書が継ぎ足されている。

⑤⑰ 覚(道徳新田・廣井御屋敷其外納米入札ニ付) (明治四年)未九月一〇日 米屋徳藏印

尾五十四三九〔御小納戸書類九〕

(江戸)明治 (徳川)

① (宝船出来ニ付書付) (明治四年)未一一月

※東京・尾州とも。

② (拾三貫六百目内訳書付) (九月)一〇月)

③ (別段入用治定金高差出方延引ニ付書状) (明治四年)未一一月 家扶↓

④ (年賦口返上金可差出旨ニ付達) 二月 御小納戸役所↓高橋屋九八郎江

⑤ (年賦口返上金可差出旨ニ付達) 二月 御小納戸役所↓春田屋嘉七江

⑥ (年賦口返上金可差出旨ニ付達) 二月 御小納戸役所↓生田屋儀兵衛江

⑦ 覚(御用代金受取ニ付) 一二月二八日 伊藤次郎左衛門印↓代助九郎↓御小納戸御役所

⑧ 覚(御皿・御掛物請取ニ付) 九月一八日 島澤乙右衛門留守宅↓(御小納戸御役所)

⑨ 覚(会計懸り御払石高書上) (明治)

⑩ (年賦口返上金可差出旨ニ付達) 一二月 御小納戸役所↓植木屋八郎兵衛江

番号表題

年月日

作成者(差出宛所)

形態・数量

- ⑪ (年賦口返上金可差出旨ニ付達) 一二月 御小納戸役所↓植木屋 栄次郎江
 - ⑫ (年賦口返上金可差出旨ニ付達) 一二月 御小納戸役所↓植木屋 平左衛門江
 - ⑬ (御掛物・御さら請取状) 九月一七日 浦井内↓
 - ⑭ (金三拾兩大奥廻油代江御前渡願) 九月一〇日 伊藤伝一郎↓
 - ⑮ (奥方様御帰京御着座御当日之取計ニ付書状) (明治四年)十一月 名古屋 同僚↓東京 役懸御中
- ※「奥方様」は一四代・一七代当主徳川慶勝の正室矩姫のこと。
- ⑯ (箱入御懸物・大皿受取状) 九月一八日 井上留守宅↓
 - ⑰ (かけ物・大さら請取状) 九月一八日 青山儀兵衛↓
 - ⑱ 覚(御かけもの箱・御とくり箱受取ニ付) 九月一八日 内藤↓
 - ⑲ (森島曾兵衛大急ニ而御出之事ニ付書付) 一二月九日 役懸り↓
 - ⑳ 覚(御懸物箱・御吸物箱受取ニ付) 九月一八日 野惣太郎屋敷↓
 - ㉑ 覚(御掛物箱・御鉢請取ニ付) 九月一八日 御代官丁 山本留守宅↓
 - ㉒ 辰盆参物 九月一八日
 - ㉓ (調書取調方差出ニ付書状) (明治)一〇月一四日 家従↓矢野芳太郎殿・安藤又八郎殿
- ※返書あり。
- ㉔ 覚(御状沓通受取ニ付) (慶応四年)二月一三日 八太郎↓御小納戸御役所
 - ㉕ 覚(御書付沓通請取ニ付) (慶応四年)辰二月一二日 三河屋 伝八↓御小納戸御役所
 - ㉖ 覚(御状沓通請取ニ付) (慶応四年)二月一日 平野屋 左十郎↓御小納戸御役所
 - ㉗ (御状沓通請取状) (慶応四年)二月一日 青山儀兵衛↓御小納戸御役所
 - ㉘ 覚(御手紙沓通受取ニ付) (慶応四年)二月一〇日 孫左衛門↓御小納戸御役所
 - ㉙ 覚(御書状沓通請取ニ付) (慶応四年)二月一三日 成田屋 五助↓御小納戸御役所
 - ㉚ 覚(御書付沓通落手ニ付) (慶応四年)二月一三日 忠三郎↓(御小納戸御役所)
 - ㉛ 覚(御状沓通請取ニ付) (慶応四年)二月二三日 高橋屋 九八郎↓(御小納戸御役所)
 - ㉜ 覚(御書付沓通請取ニ付) (慶応四年)二月一〇日 茶具屋 勘助↓御小納戸御役所様
 - ㉝ 覚(御状沓通受取ニ付) (慶応四年)二月一三日 榎屋 善吉↓(御小納戸御役所)

- 34 (受取状) (慶応四年)二月一〇日 大学中本 甚六↓(御小納戸御役所)
- 35 (御状書通請取ニ付) (慶応四年)二月一一日 藤屋 清七↓御小納戸御役所
- 36 覚(御状書通請取ニ付) (慶応四年)二月一一日 御花屋 平兵衛↓(御小納戸御役所)
- 37 覚(御手紙書通請取ニ付) (慶応四年)二月一一日 菱屋 忠藏^⑨↓御城 御小納戸御役所
- 38 (御手紙書通受取状) (慶応四年)二月一一日 植木や 八兵衛↓御小納戸御役所
- 39 覚(御状書通請取ニ付) (慶応四年)二月一一日 大工 伊右衛門↓(御小納戸御役所)
- 40 覚(御手紙書通受取ニ付) (慶応四年)二月一一日 指物し 和平治↓御城 御小納戸御役所
- 41 (御手紙書通受取状) (慶応四年)二月一一日 忠八↓御小納戸御役所
- 42 覚(御状書通受取ニ付) (慶応四年)二月一一日 向直屋 武兵衛^⑩↓御小納戸御役所
- 43 (式本受取状) (慶応四年)二月一〇日 東七↓(御小納戸御役所)
- 44 覚(御状書通受取ニ付) (慶応四年)二月一〇日 菱屋 太兵衛↓御城 御小納戸御役所
- 45 口上(御書付書通受取ニ付) (慶応四年)たつ二月一〇日 近江屋 久助↓御小納戸御役所様
- 46 覚(御状書通請取ニ付) (慶応四年)二月一三日 御表具師 弥十郎↓(御小納戸御役所)
- 47 覚(御状書通請取ニ付) (慶応四年)二月一〇日 御鞆師 吉左衛門↓御小納戸御役所
- 48 (御役所御用達等之内御側御貸渡金取立方之儀ニ付書状) 八月晦日 富永孫一郎↓正木宗兵衛様
- 49 (御役所御用達等之内御側御貸渡金返上方之儀ニ付書状) 八月晦日 内藤喜左衛門↓正木宗兵衛様
- 50 (鞆師・植木屋其外人名書上)
- 51 (御肴屋忠左衛門御役所拝借年賦返上金之儀ニ付書状) (弘化二年)八月二九日 小山 清次郎↓正木宗兵衛様
- 52 (元御肴屋忠左衛門御役所拝借金返上方之儀ニ付書状) (弘化二年)七月四日 戸田 孫六郎↓清水金左衛門様
- ※端裏に朱筆で「弘化二年己七月」とあり。
- 53 (代金早行御取集御廻越候様致度ニ付断簡) 九月二七日 同僚↓ナコヤ 役懸御中
- 54 (御肴屋忠左衛門御役所拝借返上金之儀ニ付書状) (弘化二年) ナコヤ 役懸御中↓
- 55 (御役所御用達之内御側御貸渡年賦返上金子之儀ニ付書状) 八月晦日 正木宗兵衛↓富永孫一郎様
- ※返書が継ぎ足されている。
- 56 (金五拾両貸渡状) (文久元年)西七月 御小納戸役所↓長栄寺

※長栄寺は名古屋市北区にある天台宗の寺院で、文政六年(一八二五)に一代当主徳川斉温が祈願所とし、復興させた寺院のこと。

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

尾五―四六 〔御小納戸書類十〕

(嘉永二年)

〔徳川〕

*宛先は坊主衆。

- | | | |
|------------------|-----------|-------------------|
| ① 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→近藤悦弥殿 |
| ② 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→森長甫殿 |
| ③ 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→茂木三晴殿 |
| ④ 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→足立清吟殿 |
| ⑤ 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→森崎円弥殿 |
| ⑥ 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→土井求三殿 |
| ⑦ 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→加藤信實殿 |
| ⑧ 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→松原寿悦殿 |
| ⑨ 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→鳥居弾也殿 |
| ⑩ 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→岩間春卜殿 |
| ⑪ 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→岩間春卜殿 |
| ⑫ 割符書付(新御殿金貸付ニ付) | (嘉永二年)西二月 | 新御殿 御小納戸役所印→豊嶋衛斎殿 |

尾五―四六 替目留

明治二年〜同一七年

新御殿内家局

縦 五

*新御殿内家の人事異動などが記載される。

- | | | |
|--------------|--------------|----------|
| 第一冊 替目留(一) | 明治二年巳三月(〜二月) | 新御殿内家局 |
| 第二冊 〔替目留〕(二) | 明治三年 | 〔新御殿内家局〕 |
| 第三冊 〔替目留〕(三) | 明治四年 | 〔新御殿内家局〕 |
| 第四冊 〔替目留〕(四) | 明治五年 | 〔新御殿内家局〕 |
| 第五冊 〔替目留〕(五) | 明治六年〜同一七年 | 〔新御殿内家局〕 |

尾五―四六 艦船棲龍丸御道具帳

(明治)

舟楫懸り家丁〔徳川〕

縦 一

尾五―四六 〔御行列道具諸品留〕

(嘉永五年〜明治四年)

〔徳川〕

縦綴 一

① 御簾中様 平常御行列御道具

嘉永五子年八月一九日

御細工所

※「御簾中様」は一四代・一七代当主徳川慶勝の正室矩姫のこと。表紙に「松御殿与称ス」と記載される。

② 奥方様東京行ニ付諸色廻帳 (明治四年) 未九月 広(敷)御用部屋

※「奥方様」は徳川慶勝の正室矩姫のこと。「東京御暇女中たそ道中諸入用」も記載される。

③ 従三位様御帰京御道中御用大奥廻り諸色之覚 (明治四年)

※「従三位様」は一六代当主徳川義宜のこと。

尾卒一四六 [明治四年 盆上り諸色]

(明治二年〜同四年)

[徳川]

縦綴

① 辛未年盆上り諸色 (明治四年)

※「紅葉御間」「竹御間」「松御間」「寿印」「福印」「菊印」「長印」の生地などが記載される。

② (寿操院様外御道具類差登方其外ニ付書状) (明治六年〜八月)

※長野善太郎と大木七郎の往復書状が記載され、書状自体も綴り込まれている。「寿操院様」は一二代当主徳川斉荘女・一三代当主慶藏縁女の利姫のこと。

③ (東京市谷御邸御用地相成候付大奥・家従御用向勤御免之旨書付) (明治三年〜同四年) 御広敷懸家従頭取

④ 当分拝借金之事 明治二年巳二月 長野善太郎↓会計方

※形態は状。

⑤ (大奥女中当年正月二月分御扶持方内渡書付案) (明治三年) 三月 ↓御比丘尼懸属吏江

※形態は横半。

⑥ 覚(大奥女中拝借金返上ニ付書上) (明治三年) 四月

※形態は横半。

⑦ 勤御免女中・御比丘尼向御扶持方之内江代金廻調 (明治二年) 巳九月〜(二月)

⑧ 勤御免女中御扶持方差引書 (明治三年)

⑨ (当月分御扶持方渡ニ付書上) (明治三年) 午三月七日 ↓比丘尼懸属吏江

尾卒一四六 [入札書類]

(明治)

[徳川]

横綴

① (志水町道具屋御道具入札書上) (明治) 志水町道具屋 忠七・金七・利助

② 覚(御蔵米差上ニ付) (明治)

③ 入札覚(御道具ニ付) (明治 六月一二日 豊田屋庄七・山城屋又兵衛↓内家局御役所

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

④(丸屋長藏分御道具入札書上) (明治)

※「四」と朱書がある状が挟み込まれている。

⑤覚(御道具入札書上) (明治四年)未一月 福島屋 又右衛門⑨

⑥(御道具入札書上) (明治) 扇屋 吉兵衛(カ)

※虫損あり。

⑦(御道具入札書上) (明治) 美濃屋 豊吉

⑧覚(御道具入札書上) (明治) 志水町道具屋 千代吉

⑨入札(御道具ニ付) (明治)六月二五日 元戸田鍋屋 太兵衛⑨↓上

⑩(御道具入札書上) (明治)

⑪御道具入札 (明治)

⑫入札(御道具ニ付) (明治五年)申六月 吉田や勘七↓上様

⑬(御道具入札書上) (明治)六月一〇日 道具や竹右衛門

⑭(茶器書上) (明治)

⑮(土佐光貞筆画其外書上) (明治)

⑯(香爐・釜其外書上) (明治)

※数量は三点。

尾辛一四六

〔天保御役所御用達拝借金願書〕

(江戸→明治)

〔徳川〕

横綴

①(拝借金上納殘金其外書上) 午四月 要七跡倅小三治

②覚(海西郡赤目村之内田畑小前々取米書付) 西五月 竹皮屋 治郎八⑨

③覚(板間数書上) (明治四年)未一月 大工茂三郎⑨・鈴木屋善兵衛代枳屋永次郎⑨↓内家御役所

※下ケ札あり。

④覚(山(印)酒仕込白米ニ付) (慶応三年)寅七月 熱田新田 森川彦十郎

⑤覚(山(印)酒仕込直段・売遣代金書上) (慶応三年)寅七月 熱田新田 森川彦十郎

尾辛一四六

〔大宝新田其他新田関係ニ付大道寺新九郎宛書状一括〕

(江戸)

〔徳川〕

横綴

一

- ① (海西郡大宝新田長尾治右衛門儀弘化三年米切手拝借返納ニ付書状) (江戸) 二月二十四日 吉田助次郎↓大道寺新六郎様
- ② (御側金御下ケ金之儀ニ付書状) (江戸) 二月九日 白井新次郎↓大道寺新六郎様
- ③ (当四月御勝手御入用筋江付御側御金筋御本納江御下ケ米切手金返上ニ付書状) (江戸) 二月二十九日 尾崎又六・白井新次郎↓大道寺新六郎様
- ④ (新宝新田御取場之儀ニ付書状) 一月一六日 小池良次郎↓大道寺新六郎様
- ⑤ (役所持新宝新田堤丈夫附御普請ニ付) (江戸) 一月三日 大道寺新六郎↓小池良次郎様
- ⑥ (新開分書付) (江戸) 子六月朔日
- ⑦ (柴田為古インゲン豆指上度ニ付書状) 八月一五日 鈴木三吉↓大道寺新六郎様
- ⑧ 新宝新田道具調 戊三月晦日

※糊はがれの状態で挟み込まれている。

- ⑩ (新宝新田堤御普請之儀ニ付書状) (江戸) 一月一六日 大道寺新六郎↓小池良次郎様
- ⑪ (新宝新田元庄屋役横須賀町方村瀬佐右衛門儀金談ニ付書状) 七月二日 大道寺新六郎↓松田庄太夫様

※返書あり。